

令和5年度一般不妊治療費の助成について

R5.4.1～R6.3.31までの治療

*対象者（以下の全てに該当する人が申請できます）

- 治療を受けた日から申請日までの期間を通じて、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市に住所を有していること。
※申請日とは、申請に必要な書類を全て揃えて提出された日になります。
※申請後に市税の滞納をしていた等対象者の条件を満たしていないと発覚した時に、すでに転出していた場合は交付することはできません。
※交付決定までには、1～2か月程度かかりますのでご注意ください。
- 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者もしくは組合員または被扶養者であること。
- 夫婦の両方が市税を滞納していないこと。（住民税、国民健康保険税等）
※市民税の納付期限が過ぎている場合は、滞納していることとなりますのでご注意ください。
- いずれか一方または両方が檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること。

*助成対象となる治療

体外受精及び顕微授精を除く不妊治療

（診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等治療の一つとして実施される検査並びに人工授精を含む）

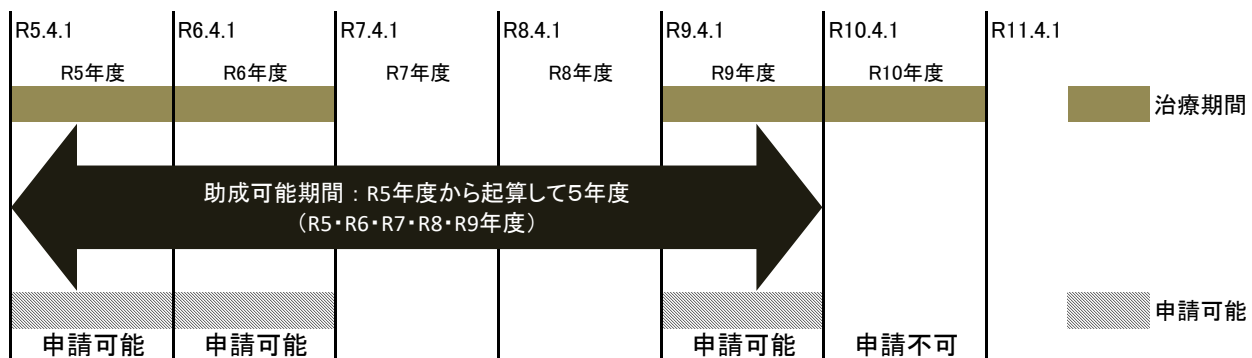
※ただし、次のいずれかに該当するものを除く

- 夫婦以外の第3者からの精子・卵子または胚の提供による不妊治療
- 代理母（夫の精子を妻以外の第3者の子宮に医学的な方法により注入し、当該第3者が妊娠・出産し、依頼人の子とする不妊治療）
- 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の第3者の子宮に注入して、当該第3者が妊娠・出産し、依頼人の子とする不妊治療）
- 効果が不明確であるもの、その他市長が個別に助成対象外とする不妊治療
- その他の地方公共団体の助成を受けている不妊治療

*助成金額等について

- 自己負担額の2分の1の額（100円未満の端数は切捨）とし、1組の夫婦に対して1年度につき10万円まで助成します。
- 助成期間は、対象者の子にかかわらず、最初に助成金の対象となった治療を受けた年度から起算して5年度までです。
- 証明書・診断書等にかかる文書料、食事療養標準負担額、個室料その他治療に直接関係のない費用は助成対象外となっていますので、ご注意ください。

（例）令和5年度治療分より助成金の対象となった場合、助成期間は令和5年度より起算した5年度になり、令和9年度まで



※ 途中治療中断等あった場合でも、ご申請いただけるのは助成可能期間にされた治療分であり、上記例では、R5、R6、R9年度分になります。

*申請期間

治療を受けた日が属する年度の翌年度末日まで

令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）中に受けた治療は、令和6年度末（R7.3.31）まで申請可

裏面に続く

*申請の流れ

- ① 申請書類（※下記の申請に必要な書類等）をそろえて、提出いただきます。
- ② こども家庭課で、対象者の確認（戸籍や市税の滞納の有無等）、治療内容や金額の確認等を行います
- ③ 交付決定の方には「交付決定通知書」を送付し、入金します
交付できない方には「不交付決定通知書」を送付します
※交付決定までには、1~2か月程度かかりますのでご注意ください。
また、「交付決定通知書」送付後、入金までに1か月程度かかります。

*申請に必要な書類等

- ・ 檀原市一般不妊治療費等助成金（一般不妊治療分）交付申請書
- ・ 檀原市一般不妊治療費等助成金（一般不妊治療分）交付に係る受診等証明書
（医療機関で記入してもらってください）
- ・ 檀原市一般不妊治療費等助成金交付請求書（※一番上の請求日欄・金額欄はあけておいてください）
- ・ 法律上夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）★
- ・ 住所地を証明する書類（住民票謄本）★
- ・ 夫及び妻が市税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書等）★
- ・ 夫及び妻のマイナンバーがわかるもの

（個人番号カード、個人番号通知カード、マイナンバー入りの住民票）

※マイナンバー確認のため、上記いずれかの**原本**の持参をお願いします

※個人番号通知カードや住民票は名前や住所等が最新の情報に更新されているものしか使えません。

- ・ 夫及び妻の健康保険証等
- ・ 夫及び妻の本人確認書類（顔写真あり1種類、顔写真なし2種類）
- ・ 申請者の口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

申請時に持参いただくか、
コピーの提出をお願いします

※婚姻の届出をしていないが事実上同様の関係にある者の場合は追加で書類が必要です。

詳細についてはお問い合わせください。

上記★の書類については、夫婦の「檀原市一般不妊治療費等助成金交付に係る同意書」を提出する場合は添付を省略することができます。（最近檀原市に転入された方や、夫婦が同一世帯ではない場合には上記同意書があっても★の書類は省略できないことがあります）

(注) 夫婦どちらでも申請できますが、申請者は「市民であること」と「口座の名義人と同一であること」が必要です。

お問い合わせ先：檀原市こども家庭課 TEL0744-47-3707

申請窓口：檀原市役所分庁舎（ミグランス）2階

注意!!

最後に必ず、対象者の条件を満たしているか、書類が全て揃っているか確認してからご提出ください。

不備等あった場合には、ご連絡させていただきますので、申請書にはつながりやすい電話番号をご記入ください。